

令和8年度沖縄県微小粒子状物質成分分析委託業務仕様書

1. 業務の目的

大気汚染防止法第22条の規定に基づき、微小粒子状物質(以下「PM2.5」という。)の大気汚染状況を把握するため、試料分析及び報告書の作成を行う。

2. 業務の内容

微小粒子状物質(PM2.5)成分分析委託業務は、環境省が示す最新の「微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。),「大気中微小粒子状物質(PM2.5)成分測定マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に基づき、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

3. 分析項目

ガイドライン記載の次の項目とする。

炭素成分(8項目(有機炭素(OC1、OC2、OC3、OC4)、元素状炭素(EC1、EC2、EC3)、炭化補正值(OCpyro)))

無機元素成分(実施推奨項目を含む30項目(ナトリウム、アルミニウム、ケイ素、カリウム、カルシウム、スカンジウム、チタン、バナジウム、クロム、マンガン、鉄、コバルト、ニッケル、銅、亜鉛、ヒ素、セレン、ルビジウム、モリブデン、アンチモン、セシウム、バリウム、ランタン、セリウム、サマリウム、ハフニウム、タングステン、タンタル、トリウム、鉛))

4. 試料数及び測定地点箇所数

- (1) 試料採取は委託者(以下「甲」という。)が実施する。採取は、春夏秋冬の4季節において、原則として連続する14日間で行う。
- (2) 受注者(以下「乙」という。)は、甲が採取した各季節の試料27検体(採取した14日間の検体(石英繊維フィルタ及びPTFEフィルタの2枚を一組として、試料1検体とする。以下、同じ。)、トラベルブランク3検体、フィールドブランク3検体、操作ブランク5検体及び二重測定2検体)について、「3. 分析項目」の分析を行うものとする。
- (3) 測定地点箇所は、一般環境(バックグラウンド地域)として、衛生環境研究所の1箇所とする。

5. 分析方法等

- (1) ガイドライン及びマニュアルに基づく方法で行うこと。
- (2) 成分分析の精度管理については、標準作業手順設定、操作ブランクなど、分析における総合的な信頼性を確保するように留意すること。
- (3) 分析結果については、マスクロージャーモデルによる検証を行い、異常値判定を行うこと。
(参考:フィルタによる微小粒子状物質(PM2.5)質量濃度測定方法暫定マニュアル(改定版)解説)

なお、マスクロージャーモデルによる検証を行う場合は、甲から重量のデータを事前に提供する。

6. 輸送方法等

- (1) 甲が採取した各季節の試料は1季節終了ごとに乙へ冷凍により送付する。
- (2) 試料の輸送料は乙の負担とする。

7. 管理事項

- (1) 乙は、当該業務に係る疑義並びにガイドライン、マニュアルおよび本仕様書に記載されていない事項については、適宜甲と協議し指示に従うものとする。
- (2) 甲から環境省へ報告が生じた際は、契約年月日を超えてもこれに協力すること。

8. 実施計画書

令和8年度沖縄県微小粒子状物質成分分析委託業務契約書（以下「契約書」という。）
第2条第1項に定める実施計画書の様式は任意とする。

9. 報告書等

契約書第10条第1項に定める報告書等について、分析結果の数値の取り扱いは、環境省の指定する様式により報告するものとする。

- (1) 季節毎の測定結果報告（速報値）
提出期日 各季試料到着日から5週間以内
提出方法 電子メール（環境保全課、衛生環境研究所の2箇所）
- (2) 委託業務報告書 書面2部及び電子記録媒体（CD-ROM等）2式
- (3) その他、分析精度等について甲が求めるもの

10. 再委託

- (1) 一括再委託の禁止等
契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。
また、契約書第4条第2項に定める以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。
ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

3. 分析項目に定める分析

- (2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

資料の収集・整理
複写・印刷・製本
原稿・データの入力及び集計

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を得なければならない。

ただし、契約書第4条第4項の以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理
複写・印刷・製本
原稿・データの入力及び集計

11. その他留意事項

- (1) この調査の実施にあたり、疑義・変更等が生じた場合、もしくは本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議し決定するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項であっても、運用上または社会通念上必要な事項については、充足するものとする。